

第 240 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 240 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 24 年 11 月 13 日（火）17：04～18：06
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- JICAボランティア事業支援業務（選考支援業務、派遣前研修実施業務、派遣前訓練実施業務）（（独）国際協力機構）
- 外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務（法務省）
- 地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務（法務省）
- 商標審査前サーチレポート作成業務（商標の文字部に関する識別力等調査、図形商標の先行絞り込み調査、不明確な指定商品・役務に係る調査）（特許庁）

2. その他

<出席者>

（委員）

稲生主査、樫谷副主査、古笛専門委員

（（独）国際協力機構）

青年海外協力隊事務局 北野次長、勝又計画課長、洪澤選考課長、福井選考課企画役

（法務省）

入国管理局総務課 佐々木総務課長、柏原専門官

（特許庁）

審査業務部商標課 林課長、岩崎課長補佐、齋藤課長補佐
総務部総務課 安井総括係長

（事務局）

後藤参事官、古矢参事官

○稲生主査 ただいまから第 240 回「入札監理小委員会」を開催します。

本日は、独立行政法人国際協力機構の JICA ボランティア事業支援業務である「選考支援業務」、「派遣前研修実施業務」及び「派遣前訓練実施業務」の実施要項（案）、法務省の「外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務」及び「地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務」の実施要項（案）、3 つ目に、特許庁の商標審査前サーチレポート作成業務における「商標の文字部に関する識別力等調査」、「図形商標の先行絞り込み調査」及び「不明確な指定商品・役務に係る調査」の実施要項（案）についての審議を行います。

初めに、独立行政法人国際協力機構の JICA ボランティア事業支援業務である「選考支援業務」、「派遣前研修実施業務」及び「派遣前訓練実施業務」の実施要項（案）につきまして審議を行います。

本日は、独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局北野次長様に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等につきまして御説明をお願いしたいと存じます。5 分程度でお願いいたします。

○北野次長 ありがとうございます。青年海外協力隊事務局の北野でございます。

前回の小委員会を経まして、我々の実施要項（案）をパブリックコメントという形で国民の意見を幅広く聞くというような流れに乗せていったわけですが、最終的には、パブリックコメントは取りつけることができませんでした。というか、意見がございました。ただ、私どもも意見がいただけないなら、こちらのほうからも積極的に聞きに回ろうというようなところで独自の調査を行いました。きょうは、その辺の結果について簡単に御説明したいと思います。

まず、どういうふうな企業様に行けばいいのかについてですが、まず、選考支援業務については、前回、入札関係図書を受領した業者様、それから、採用代行というような業務を実施している業者、それから、データ管理等を実施している業者、人材派遣・アウトソーシング等にかかわる事業者、このような事業を展開されているところを任意に私どもでピックアップして、リスト化して、順番に意見を聞きに回りました。

一方、研修及び訓練の業務でございますが、こちらのほうも同様に、前回、入札関係図書を受領した業者様、それから、能力開発だとか人材育成を実施している業者、それから、開発コンサルタントなど訓練内容と深い関係を持っている業者様、さらに、人材派遣・アウトソーシングに携わる事業者、こういうところから聞き取り調査を開始いたしました。

その結果でございますけれども、まず、選考支援業務でございますが、今回の実施要項の業務の範囲として、特に専門性が求められる応募相談業務ですとか要請管理業務を省き、純粋に事務作業の連続であります選考業務、データ管理業務とか面接の支援業務というようなものにしたことによって非常に参加しやすくなったという評価をいただいております。

それから、国際協力関係の業務経験を求めないということが広く一般の事業者の参加を容易にしたということで、こちらのほうも評価をいただきました。

さらに言いますと、採用代行というような業務が、今では世間一般的に市場を形成している。大企業様の新入社員の採用などをアウトソーシングでやられているということで、そういう意味におきまして、この青年海外協力隊等のボランティアの選考業務も、そのような事業主様にしてみれば、これはうちの仕事だねというところで非常に身近に感じていただくことができたと思っております。

次に、研修と訓練の業務でございますけれども、まず、研修・訓練実施業務を3分割したことについてですけれども、これは非常に高く評価されました。といいますのは、福島県で10名、長野県で10名、東京で5名というように、総勢25名から30名体制で業務を行っていくというのは、これから参入する企業様にとっては、やはり人集めというか、初めての業務をそれだけの規模で新規事業に立ち向かうというのは、やはり非常にハードルの高いものと映っておりましたが、これを3分割にすることによって、1つだけでも参加可能というところについては、非常にハードルを下げたというような評価をいただいております。

それから、前回の小委員会で訓練の内容でどこまで受託業者が責任を持ってやり、また、JICA側がどこまで講師等の準備をするのかということがわかりにくいという御指摘をいただいで、こういうふうな訓練のコースの一覧表と、JICAが用意する講師と事業者様に御用意いただくコースというものを明確に切り分けるような表をつくりましたが、これを見せると、どの業者さんも、このコースとこのコースだけをうちのほうで責任持ってやればいいのねということで非常にわかりやすいということで、こちらのほうも一つのハードルを下げたというような流れをつくることができたのだと思っております。

それから、共同事業体の上限を解いた。これまでは2者というところで限定しておったのですが、特に長野県及び福島県で実施している70日間の訓練というのは、訓練内容が非常に多岐にわたっておりまして、これを全て1者もしくは2者だけでやるというのは難しかりょうということで、さらに3者以上でも共同事業体の形成が可能というところについては、やはりこちらのほうもハードルを下げたという意味合いで評価いただいております。

それから、1つ要望をいただいております。企画書を提出していただく段階で、要員について、総括主任とか主任、もしくはコースリーダー、それから一般のスタッフというところまで全て提示するようにという指示書になってございましたけれども、やはりプロポーザルの段階で一般スタッフまで全員の名前を挙げるのはかなり厳しいというような御指摘がございまして、我々も確かにそうであるなど。やはり全体を取りまとめる総括主任と、それぞれのコースのリーダー、その程度までは求めることは問題ないというか、その程度までは求めなければ評価もできないのですけれども、一般のスタッフまでは求める必要はないと我々も思いましたので、この点については現行の実施要項から削除して本番を迎えたいというふうに我々のほうでは考えております。

以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○樫谷副主査 パブリックコメントは何もなかったのだけれども、一応非公式も含めて聞いているので、この業務に全く関心を持っていないから質問がなかったというのではなくて、なかったけれども、この業務の入札について関心を持っているところは何社かはあるという理解でよろしいですか。

○北野次長 はい。残念ながら、パブリックコメントをホームページ上に載せるだけでは、我々が関係するであろうという事業者には届いていなかったようでございますので、そこを我々が積極的にこちらからアプローチすることによって、気づいて、そして、うちにも関係のある業務なのだなという気づきを与えられるという点では、私どもの調査は一定の効果があったというふうに認識しております。

○樫谷副主査 その上でコメントがなかったということですね。

○北野次長 その上で、今、私が述べたような、これならばうちも参画できそうだというようなコメントをいただいたり、また、最後に、例えば全てのスタッフのプロフィールまでプロポーザルのときに出すのは酷ですねという意見をいただきましたけれども、これは、まさに逆に言うと、すごく積極的にこれにアプローチしようという、その裏返しではないか、こういうコメントをいただけるというのは、そういう証左ではあるというふうに我々は認識しております。

○稲生主査 よろしいですか。古笛先生、いかがでしょうか。

○古笛専門委員 最後のところですけども、総括主任と各コースのリーダーぐらいのところまでを求めているということでしょうか。

○北野次長 求めていきたいと思っております。

○古笛専門委員 これは、具体的には実施要項のどのあたりを見ればよろしいでしょうか。

○北野次長 例えば、訓練業務でございますと、10 ページにあります。への「実施体制」というところに、「総括者名、コースリーダー名、スタッフ名」というふうに記載を求めているのですけれども、この中の「スタッフ名」という言葉を削ろうというふうに考えております。

○古笛専門委員 ここにある「スタッフ名」というのを削っていくということですね。

○北野次長 はい。

○古笛専門委員 わかりました。

○稲生主査 確かに PFI とか、ほかの競争的な事業のコンペティションにおいても、大体責任者、つまり、ここで言う総括責任者とかリーダークラスというのでしょうか、だから、部長クラスというのか、そこら辺は確かに事前に体制として一番大事でするので、そのかなめの人たちは決めておく。課員というか、今おっしゃったような一般的な方については、後で体制を整えていただくということで大体走っているケースが多いと思いますので、今おっしゃったような御対応というのは適切なのではないかと考えています。

○北野次長 ありがとうございます。

○稲生主査 よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○稲生主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものといたしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項(案)の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきたいと存じますけれども、委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○稲生主査 ありがとうございます。

今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局におきまして整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

また、国際協力機構様におかれましては、本実施要項(案)に従って適切に事業を御実施いただきますよう、よろしくお願ひします。

本日は、どうもありがとうございました。

○北野次長 ありがとうございました。

(国際協力機構退室、法務省入室)

○稲生主査 続きまして、法務省の「外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務」及び「地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務」の実施要項(案)につきまして審議を行います。

本日は、法務省入国管理局総務課佐々木総務課長様に御出席いただいておりますので、実施要項(案)の内容等につきまして御説明をお願いしたいと存じます。説明は30分程度でお願いいたします。

○佐々木総務課長 それでは、夏前からお騒がせをしてございますけれども、本件につきまして御説明をさせていただきます。

まず、委託業務、これまでの経緯につきまして若干振り返らせていただきたいと思ひます。

平成21年7月に閣議決定されました公共サービス改革基本方針におきまして、平成23年4月から平成26年3月までの3年間を契約期間として、東京入国管理局、同横浜支局、名古屋入国管理局、大阪入国管理局、4官署につきましてインフォメーションセンター運営業務、入国在留手続の窓口業務について市場化テストを実施することとなりました。

当初順調に進んでいたのですが、これら委託業務のうち、東京局、同横浜支局、大阪局のインフォメーションセンター運営業務、窓口業務につきまして、東京局、同横浜支局につきまして、アイエーカンパニー合資会社が受託をしておりまして、経営

状況の悪化によって、本年7月以降の業務委託が実施されなかったことから、7月17日に契約解除の通知をいたしました。

この解除後の措置につきまして、監理委員会の御議論をいただきまして、7月、8月の約2か月間は、アイエーカンパニーの従業員を官側が賃金職員として採用するなどして国において業務を実施いたしました。

9月から本年度末までは緊急的に随意契約をすることをお認めいただきまして、各局で見積もり合わせを行った結果、いずれも最低価格でありました財団法人入管協会と委託契約を締結し、今、委託業務を実施しているところでございます。

ところが、先ほど申しましたように、基本方針では26年3月まで市場化テストを実施するということとされておりますので、残る1年間、改めて市場化テストを実施することとして、本日御審議をいただくこととなったところでございます。

ところで、25年度におきましては、これまで、先ほど4官署と申し上げましたように、別契約で行ってきました東京局、同横浜支局につきまして、受託者において人員配置などの業務運営の効率化が図られ、契約金額についてスケールメリットが得られることなどが期待できますので、各事業ごとに東京局と同横浜支局をまとめて一括契約で入札を実施することとしておりますので、計3か所ということを進めてまいりたいと思っております。

ところで、前の委託業務の従事者でありましたアイエーカンパニーですが、前も夏に御説明申し上げましたけれども、業務破綻に至った原因などを検証した結果、そして、その検証結果の入札実施要項への反映状況につきまして御説明を申し上げたいと思います。

前の会社がうまくいかなかった直接の原因といたしましては、社会保険料や国税の滞納によりまして、日本年金機構や国税当局に委託費請求権を差し押さえられたことなどによる経営破綻でありました。その差し押さえを招いた原因としましては、同社が契約獲得優先のために業務内容に比して極めて低価格での入札を繰り返したということが根本でございまして、加えまして、法務局におけます不正行為による業務停止命令などによって、安定した経営を行うための収入を得ることができず、経営を悪化させたものと考えてございます。

そこで、そうした反省、教訓を踏まえまして、今回、健全な経営状態にあり、また、安定的、継続的に適切に受託業務を履行していただけるかどうかということを必須項目審査における基本的な要件として評価するように見直しを行ってございます。

財務状況及び受託実績、個人情報取り扱いに関する資料の提出を求めることにしてございます。

また、公共サービスの質の向上を図り、委託業務を適正に実施するための見直しを行うとともに、入札説明会等におきましては、過去の実施状況や受託事業者が負うべきリスクなど、適正価格の積算に資する情報について積極的に提供したいと考えてございます。

それでは、入札実施要項の主な見直しについてポイントだけ私のほうから御説明をさせていただきます。

まず1点目ですが、国が要求する確保されるべき公共サービスの質の水準を見直してございます。

過去の達成率を踏まえまして、アンケートでその実績を調査することにしてございますが、それぞれの業務のアンケート調査項目の一部について要求水準を引き上げてございますほか、インフォメーションセンターの運營業務の電話対応及びメール対応に係る業務につきましては、アンケート実施に加えまして、個別の要求水準を設定して、公共サービスの質の向上を図ることとしてございます。これが1点目です。

それから、2点目ですが、提案書の内容、評価基準の見直しです。先ほど御説明いたしました必須項目審査の見直しのほか、加点の項目審査では、具体的な業務処理体制の提案を求めるとともに、より具体的で効果的と認められる提案に対して多くの加点が与えられるように、加点得点の配分を見直してございます。

そのほか、適正な委託業務の実施を図るため、新たに規定を設けるなどの見直しを実施してございます。

私から最後ですが、経費につきまして、本来3年間の国債で予算措置をされてございましたけれども、契約金額に基づく予算額となっておりましたので、結局失敗をしてしまったアイエーカンパニーの低価格での落札金額となっています。このままではまた同じようなことが起こってしまいますので、この予算額では新たな契約締結が困難でございますので、ぎりぎり間に合ったというところでございますが、平成25年度の予算概算要求におきましては、一旦残りの国債を解消させていただいた上で、必要経費の積算をし直して増額要求ということを行ってございます。二度と失敗をしないようにと思っているところでございますので、御理解賜ればと思います。

それでは、細かい点につきまして担当のほうから御説明申し上げます。

○柏原専門官 入国管理局の柏原です。よろしく申し上げます。

それでは、続きまして、入札実施要項の前回から見直した内容及び見直しの考え方などにつきまして説明させていただきます。両要項（案）とも重複している部分がありますので、あわせて説明させていただきます。

初めに、今回の契約解除は想定していなかった出来事でございますので、何の準備もないまま公サ法に基づく入札を実施するということになったものですから、厳しいスケジュールの中、十分な検討時間も確保できませんでしたが、これまでの実施状況も踏まえ、地方入国管理局の意見も参考にして、公共サービスの質の向上、適正な委託業務の実施を図るところに重点を置きまして見直しを行っております。

資料2をご覧ください。見直し状況ですが、要点、項目だけまとめております。上から順に御説明したいと思います。

まず、1番目ですが、確保されるべき公共サービスの質の水準の見直しについてでございます。

まず、1つ目です。アンケートの調査につきましては、従来、実施回数を四半期に1回、つまり年に4回としておりましたが、今回から2回に減らしております。これは、年4回の実施は受託者にも負担を強いることになる、それから準備、回収、集計などをする入国管理局職員にも負担が大きいものの、回答率、回答内容はほぼ100%に近い達成率であるということから回数を減らすことにしております。

次に、アンケート調査の要求水準の達成率ですが、インフォメーションセンターの運営業務につきまして、応接態度、言葉遣い、必要な情報が得られたかという3項目の満足調査につきまして、過去に満足、ほぼ満足、または普通との評価を得る割合がいずれも90%を上回っておりますので、今回、その要求水準を80%から90%に引き上げております。

また、インフォメーションセンターの業務のうち、電話対応に係る業務につきましては、電話応答率が月平均で75%を上回るということを新たに要求水準としております。これは、平成23年、市場化テストの委託当初におきまして応答率が10%台とかなり低迷した時期がございました。電話がつながらないとの苦情も多数寄せられまして、たびたび改善をして、最終的に、ようやく24年3月、最高である77%を記録しております。そういったことも踏まえまして、低い応答率のままアンケート調査を実施しても、電話がつながった一部の人の意見しか反映されないという問題点、その反対側には電話がつながらなかった不満の声といいますか、そういったものが全く聞き取れないということもございましたので、今回新たに設定したものでございます。

なお、応答率の計測につきましては、NTTコミュニケーションズの付加サービスといたしまして提供いただいておりますことから、客観性が確保されております。また、その結果についても受託事業者に随時提供しまして、応答率の向上に努めたいと考えております。

同じく、インフォメーションセンター業務のメール対応に係る業務ですが、こちらのほうもメールを受信してから3業務日以内に回答することを新たに要求水準としております。メールで質問される方は、総じて早いレスポンスを期待されているというふうに感じておりますので、従来、これは手引において同様の処理方針を示していたところではあります。回答が遅いとか、そういった意見も散見されますし、また、メール業務につきましては利用者の方と直接接することがないというような業務でもありますので、アンケートのみでは評価が不十分ではないかと考えて、要求水準として掲げたものであります。

窓口業務のほうにつきましても、応接態度の満足度調査におきまして、過去90%を上回っておりますので、今回80%から90%に引き上げております。

他方、待ち時間調査のほうですが、従来80%以上の利用者から受け付けまでに要した時間が45分以内との回答を得ることを水準としておりましたが、達成できておりませんので、今回はそのまま据え置きとしております。

次に、委託業務を実施する者を決定するための評価の基準ということで、提案書の内容、評価の基準の見直しを行っております。まず、必須項目審査であります。これは先ほど課長からも御説明しましたが、今回新たに財務状況、受託実績及び個人情報の取り扱いに

関する資料の提出を求め、委託業務の実施に当たって、受託者の基本的要件として評価することとしております。具体的には、財務諸表などから直近の決算状況を確認して債務超過がないかなど、入札参加者の財務状況を確認する。それから、過去3年間におきまして、一定規模以上の役務契約を継続的に履行しているかを確認する。それから、プライバシーマーク等の認証取得を必須条件にいたしまして、個人情報保護の措置を講ずる体制を整備しているかどうかということを確認することとしまして、今回、契約解除に至った経緯を踏まえ、評価することとしております。

なお、受託実績の資料につきましては、全てということになれば入札参加者にも過度の負担を課すことになるのではないかと思いますので、一定の基準を設け、必要最低限の情報のみを提供してもらうような方法を検討することとしております。

同じく、必須項目審査の研修体制についてですが、従前の委託業務の開始前の研修に加えまして、委託業務開始後に実施する継続研修につきましても新たに規定を設けて、その研修内容も明確に示すこととしております。

それから、研修計画の策定及び実施体制について提案を求めるとし、業務従事者のスキルアップを図る体制の評価を実施することとしております。

なお、研修体制につきましては、加点項目審査におきましても評価を実施することとしております。

なお、研修項目であります出入国管理業務手続に関する知識に係る研修につきましては、計画、実施に当たりまして、研修の成果が十分得られるよう、国において助言、協力することとしております。

次に、加点項目審査になります。業務処理体制についてであります。公共サービスの質を一定レベルで維持しながら委託業務を実施していくには、人員配置を含め、どのような体制で臨むのが最も重要であるとの観点から、業務処理体制についての提案におきまして、配置人員を含めた処理体制、緊急時の応援体制及びフルタイム勤務者の配置などの提案を求めるとともに、より具体的で効果的と認められる提案に対しましては、多くの加点が与えられるように加点項目の集約や全体の得点配分を見直し、本提案の評価に重点的に配分しております。

特に窓口業務におきましては、過去の実施状況から、確保すべき公共サービスの質として要求した待ち時間の評価につきまして大きく水準を下回っておりますので、そのような状況に至った場合に、どのような応援体制をとり得るのか、そういったことが提案の評価のポイントとなると考えております。また、民間事業者の創意工夫が生かせる部分ではないかというふうにも考えております。

次に、委託業務を実施するに当たり、国に対して報告すべき事項の見直し、その他の見直しということになります。

まず、報告事項であります。勤務予定表及び勤務実績表の提出を求めています。これは、1週間の勤務予定表を前週末までに提出していただく、それから毎日の勤務実績表

を翌勤務日までに提出していただくということで、委託業務開始後も提案内容の履行を確実にするチェック体制というものをとっていくようにしたいと思っております。

続きまして、人的体制の整備になります。これは、4月当初から円滑な委託業務の実施を図るために、提案書に基づく人的体制を整備しまして、国が指定する日、3月上旬と想定しておりますが、名簿等を提出させることとしております。以前、アイエーカンパニーであります。委託業務開始時に人的体制が整わないで業務処理が停滞したこともありましたが、確実に委託業務を開始できるように最低限の研修期間も考慮しますと、1か月前までには従事予定者が決まっている必要があるのではないかとこのように考えております。

その次に、委託業務の表示等で、業務従事者に身分証または識別証などの掲示を義務づけまして、サービス向上に対する意識を持たせる、そのほか、業務処理に対する責任の所在を明らかにするというところで規定しております。

2番の最後の「落札者の決定」を飛ばしましたが、今回、暴力団排除条項該当性の意見聴取の手続が変更になりましたので、その手続を入札手続のほうに反映させております。

最後、4番になりますが、委託業務の評価に関する事項であります。今回は市場化テスト実施期間の最終年の1年間のみ実施するということですので、実施状況の評価して、26年度以降の方針に反映させるには、委託業務開始後、直ちに調査を開始するというスケジュールとなり、適正な評価を行うことが難しいと考えております。そのため、公サ法におきましては、評価について入札実施要項に記載すべき事項として定められておりますが、今回、事務局とも御相談させていただいた結果、例外的に評価に関する事項を記載しないことにいたしております。

見直し内容につきましては、以上です。

最後に、パブリックコメントの結果ですが、10月29日から11月5日までの8日間、実施いたしました。期間が短いせいもあるかもしれませんが、2件の意見が寄せられております。いずれも入札実施要項に反映すべき意見ではございませんでした。

以上、平成25年度における入札実施要項（案）の主な見直し状況であります。

○佐々木総務課長 前の経験を踏まえまして、どうしても現場的には次やるものについてハードルを高く上げたがるといいますか、教訓にといいいますか、そういう傾向もあるのですが、余りそうしてしまいますと、できるだけ多くの方に参加していただいて、そこで競争をしていただくという趣旨からしますと、それも若干冷静にならなければいけないかなという思いもございまして、短い期間ではございましたが、検討した結果でございますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

スケジュールが大分タイトでいらっしゃいますね。11月の下旬に公告して、12月上旬に入札説明会ということですね。そういう意味では、基本的には今回で議了する方向という形になろうかと思うのですけれども、もし何かあれば御確認をお願いします。

○樫谷副主査 前の経緯から言って、財務に関する部分が少し厳しかったということだと思うので、外国人在留総合インフォメーションセンターの6ページは、別の方も同じだと思うのですが、債務超過でないことということですかね。この債務超過でないという、これは規模にもよるのですが、決算書というのは、どうしても鉛筆をなめる、特に監査を受けていないところはなめる可能性があるのですが、その辺について実質的な、見て明らかにおかしいなというのと、本当に真剣にやらないとわからないというのがあるのですが、その辺は形式的に見ざるを得ないのですか。どういうふうに思われますか。

○佐々木総務課長 恐らく、私たちも財務諸表などを見抜く力が十分にあるわけではございませんので、この時点におきまして、外部の専門家の方に御意見を頂戴するプロセスをとりたいと思ってございますので、その時点で御助言をいただきたいとは考えてございません。

○樫谷副主査 直近の決算期と書いてあるので、できれば2期とか3期とか、その推移を見た方が、こういう状況なのか、こういう業績なのかによって少し違いますので、3期分ぐらい、他のところはどのようにしているのかわかりませんが、今回、より慎重にするというのであれば、決算書をコピーして出すぐらいですから、そんなに手間暇かかるとは思わないので、決算書3期ぐらいを見ていただいて、その状況を確認するとかそのようなものは、これは評価のところでは財務状況の評価点というのがありますか。

○柏原専門官 評価点はないです。評価点は合格か不合格かで、合格で300点です。

○樫谷副主査 債務超過の状況でなければ、もちろん直近3か月の委託業務事業というのがあるのですけれども、基本的には債務超過でなければ丸なのですか。つまり、業績が急速によくなっている場合、悪くなっている場合といろいろあって、前回については少し無理をし過ぎたのだと思うのです。そこの確認で1期だけだとちょっと難しいかもわからないので、そのうちのどういう状況であれば合格で、どういう状況であれば不合格であるかというのは、難しいことは難しいのですが、基本的には債務超過ではないということと、3期連続赤字だとかいうことと、その辺はよく基準をつくって見ていただくためには3期ぐらいは必要かなと。5期はあったらいいけれども、5期も要らないのかなと。決算書のコピーですから、そんなには手間暇をかけるということではないと思いますので、ちょっと工夫されたらどうかと思います。

○佐々木総務課長 ありがとうございます。御助言を承ります。

○稲生主査 ほかにいかがでしょうか。

○古笛専門委員 今のお話があったとおり、私も気になったのは、いろいろハードルが結構高くなったのではないのかなというところが気になって、どうしても財務関係に、また同じことを繰り返さないようにということであるのはわかるのですけれども、質のほうも

また、多分そんなに技術的には支障はないのだらうと思うのですが、形式的にアンケート調査の要求水準が80から90というふうに、90という、実際にアンケートでは97%ぐらい行っているのが大丈夫なのかなと思うのですが、どうしてもここでハードルが高いなというふうに思われなかなというところが少し気にはなったのですけれども、そこぐらいでしょうか。ともかく早く今回は乗り越えなければいけないというところがあるので、現実問題としてそんなに支障がないのであればいいのかなと思っています。

○佐々木総務課長 実際、23年度のアンケート実施結果で、おおむね要求水準を達成している期もございましたので、今回のことを踏まえても、そんなに無理なものではないと思っていますが、実際に説明会などでもきちんと状況を説明した上で整えていただくということについては丁寧にやりたいと思っています。

○古笛専門委員 お願いします。

○稲生主査 あと、細かい点なのですが、先ほどの資料2で今回見直したところをいろいろ御説明いただきまして、資料2の1の「確保されるべき公共サービスの質」の4つ目の「メール対応業務の要求水準」で、「3業務日以内に回答」というのがございまして、至極このとおりのかとは思っているのですけれども、ただ、外国人の方から見た場合には、結構緊急事態であるとか、そういう方がメールとかを送ってきて、3営業日目になってしまうと逆に悲鳴を上げるという方もいらっしゃるのかなと。

私が言いたいのは、例えばここら辺の3業務日以内に基本的には回答いたしますみたいな話は、ホームページとかで書いてあるような中身なのではないでしょうか。つまり、そういうのが書いてあると外国人の方もそれを見てメールを送ってきて、3日間待とうかなという気になるということで、要は、これを設けたことによって必要以上に満足度が下がったりということで、逆に事業者さんが不測の、ある意味ではしんどい目に遭わないかということのをちょっと懸念してございまして、今回の実施要項とは関係ないことだと思いますが、例えばホームページにここら辺の記載、メールで相談される場合には、3日以内には回答しますのでお待ちくださいみたいな、そういった記載を入れていただくと、でも、できればなるべく早く返すというようなことで業者さんの方に言っていただければいいのかなという気がしました。要するに、不当にハードルを高くしたくないものですから、もしそういった工夫が可能であればお願いしたいと思います。これが1点目です。

それから、同じページの3番の「委託業務を実施するに当たり国に対して報告すべき事項等」で、先ほどの勤務予定表とか勤務実績表は毎日となっていますね。これは様式があるのですか。要するに、シフト表みたいなものをコピーして出せということだと思うのですが、ここら辺は何かあらかじめ指標か何かこれを作って毎日出すとか、そういう感じのことになるわけですね。

○柏原専門官 そうですね。一応毎日業務実績報告書は提出していただくことになっておりますので、その添付資料みたいな形で様式を作成しまして、提出していただくということを考えております。

○稲生主査 普通、いろいろな一般の小売りのアルバイトさんのシフトも、多分毎日管理していると思いますので、新しくこういうのを入れても、恐らく対応は可能だと思います。特にこれはしんどいとかパブコメでも出てきていないわけですね。わかりました。では、これは大丈夫かな。

○佐々木総務課長 恐らく、皆様フルタイムで従事をしていただければ、こういうのも余り必要ないといいたいでしょうか、そういうことなのでしょうが、前の経験からしましても、例えば半日ぐらいつつに体制を出たり、出なかったりで、それは1つには、私どもの現場も結構曜日によって混みぐあいが、週明けは混むとかいうこともございまして、時期にもよるのですけれども、きめ細かく対応していただくとすると、半日勤務みたいな形で従事する方を集めていただくということもあり得るかと思しますので、そうなってきますと、こういう管理が必要になってきて、現場もそれをいただくことによって、ある程度安心ができるという実態はあると思います。

○稲生主査 そうすると、1週間前にそれが出てきて、やはり個別の名前も全部入ったようなものですか。1週間前にぴしっと決めていただくという感じになりますね。

○柏原専門官 そうですね。

○稲生主査 出てくるかな。今回、そういったシフトの中でアルバイトを使っていいのですか。基本的には社員の方、半日勤務の準社員みたいな方を使うという想定でしたか。あるいは、アルバイトの方でもいいのですか。一応研修を受けてくるわけだから。

○佐々木総務課長 そうです。研修は必須です。

○稲生主査 契約みたいな方も含めてということではありますか。

○佐々木総務課長 質が維持されるのであればということになります。

○稲生主査 1週間前に決まるかどうかなのですか。

○佐々木総務課長 ですので、多分、質が均一であれば、当方は人数がちゃんと確保されているかということが確認できれば、本当はそれでもいいのですが、恐らく会社の運営上は。

○稲生主査 週単位ですか。

○佐々木総務課長 恐らく決めて差配をされるのではないかと思います。

特に今回、先ほど御報告申し上げましたように、横浜と東京を一括にすることによりまして、多分、東京と横浜ですと人の行き来が可能になってくるかと思しますので、もう少し機動性を持って応援体制などを組んでいただけることを私たちとしては期待を持っています。

○稲生主査 そうですね。

○樫谷副主査 これは、実態はわからないのですが、例えば先ほどの御説明の中で、曜日によってとか時期によって急に増えたりすると。それは、増えるのはある程度の予測はできるけれども、必ずしも当日になってみないとわからないという部分もあるわけですね。

○佐々木総務課長 もちろんそうです。

○樫谷副主査 そうすると、横浜にしようとしていたのだけれども、東京に来ていただくとか、そういうやりくりの話になってくるということですか。

○佐々木総務課長 それは期待をするところではございます。

○樫谷副主査 そうすると、必ずしも東京にAさんということではなくなる可能性があります。それはいいということですね。

○佐々木総務課長 むしろ機動的にさせていただけるのであればということですね。

○樫谷副主査 なおいいわけですね、行ってはいけないという話ではなくてですね。

○佐々木総務課長 そうです。

○稲生主査 そうすると、報告事項というのは、予定と実績が合っていないということが問題というよりは、臨機応変に対応して、実績として結果的にこういう体制になったのだけれども何とか、予定と違ったのだけれどもうまく回ったということを確認できればいいという感じですね。つまり、それで後で問題視して予定と違ったからとか、そういうことではないわけですね。

○佐々木総務課長 それはないです。むしろ後者といたしますか。

○樫谷副主査 計画がちゃんとされているかということがポイントだということですね。ある程度名前まで落とすということですね。

○柏原専門官 一応提案書の方で何らかの処理体制を提案されると思いますので、それに沿った形の業務処理時間といたしますか、そういったものが確保されているのかどうかという観点で確認したいということですね。

○稲生主査 そこは誤解がないように、ぜひ説明会のときに、うまく回っていて、応答も非常にスムーズにしているということを事前に確認し、実績でも確認したいということが趣旨だということをご説明で言っただけでいいのではないかと思います。

それから、確認ですけれども、その次の「人的体制の整備」で、おおよそ業務が始まる1か月前の3月上旬に業務従事者名簿の提出をお願いするというので、これは個別の名前ベースですね。

○柏原専門官 そうですね。

○稲生主査 だから、1か月前で研修も始めて、すぐにスタンバイできるようにと。

○柏原専門官 実際に4月から従事していただく方をお知らせくださいということですね。

○稲生主査 1か月前であれば、普通は採用されているでしょうね。わかりました。では、これは大丈夫でしょうということですね。

それから、同じページの4番の「評価に関する事項」ということで、確かに今回1年間ということと、また次の3か年か5か年かの長い計画が始まってしまいますので、評価を実施しないということでしたし方ないという部分はあるのですけれども、立ち上がりがどうなっているのかというのが来年度審議するときちょっと気になります。つまり、再来年度からまた長い3年間が始まりますね。来年の夏ぐらいから、また要項（案）の審議が始まる。したがって、評価する時間がないだろうということだと思っておりますけれども、そ

うは言いながら、4月、5月、本件がどういう立ち上がりだったかという、簡単なもので結構なのですが、次の要項（案）を審議するときの前段階の情報として、要するに上手に立ち上がっていますとか、こんな問題が発生しましたという情報を、評価（案）ではなくて、説明いただくというのは可能でしょうか。

○佐々木総務課長 それは承ります。

○稲生主査 ぜひお願いしたいと思います。

そのほか、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○稲生主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものととして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては私に御一任いただきたいと思います存じますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○稲生主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容などに何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、法務省さんにおかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施いただきますよう、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○佐々木総務課長 どうもありがとうございました。

（法務省退室、特許庁入室）

○稲生主査 続きまして、特許庁の商標審査前サーチレポート作成業務における「商標の文字部に関する識別力等調査」、「図形商標の先行絞り込み調査」及び「不明確な指定商品・役務に係る調査」の実施要項（案）につきまして審議を行います。

本日は、特許庁審査業務部商標課林課長様に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容につきまして御説明をお願いしたいと思います。説明は10分程度でお願いいたします。

○林課長 特許庁の林でございます。よろしく願いいたします。

今回、実施要項（案）につきましては、前回、小委員会で御議論いただいた点、特に修正に関しては2点御指摘を受けていたかと思っています。

1点目が、新規事業者が応札をしたときに、事業開始前に研修などを行って円滑に引き継ぐことができるようにすべきではないかという点。

あと、さらに2点目といたしまして、評価の加点部分ですが、管理者とか調査者のハードルについての配点の仕方ですか、もう少しハードルを下げるような工夫ができないのかという点、2点御指摘をいただいたかと思っております。その御指摘を踏まえて、御指摘に沿った形で修正をさせていただきました。

まず、前者の点については、いわゆる講習や何かを求められた場合に庁が支援するような形を実施要項（案）に盛り込ませていただきました。

さらに、2点目につきましても、管理者なり調査者に関する配点、評価の点について、ハードルがそれなりに下がるように工夫をさせていただいたと思っております。

その上で、各先生方の御了解を得て、10月5日から約1か月間、30日間、パブリックコメントをさせていただきました。特に強調させていただければ、通常よりも倍、パブリックコメント期間を用意させていただいて、くれぐれもいろいろな方の目にとまるようにというふうに力を注がせていただいたと思っております。

その結果でございますけれども、残念ながらと申しますか、少なくとも意見についてはなかったというような状況になってございます。ただ、きょう、修正後の実施要項（案）でございますけれども、1点ほど修正をさせていただいております。と申しますのは、前回の小委員会の際に、図形サーチの事業について、特許庁のパソコンなどの機種が決まっていなかったものですから、そういう状況でしたので、前回は未確定という状態で要項（案）をつくらせていただいていたのですが、その後、機種が確定したということで、その機種を入れ込んだ形の（案）にさせていただいております。

具体的な修正点、さらには結果等々については以上のとおりでございます。よろしくお願いたします。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○樫谷副主査 特になかったということは、いいと考えるのか、関心を持たなかったと考えるのか、そのどちらかだと思うのですが、入札の参加者というのは、それぞれについて現状を考えて競争関係が成立するというふうに理解してよろしいでしょうか。

○林課長 まず、少なくとも先ほど御説明させていただいた2点を含め、従来と比べ複数年契約の形にしたなど、ある意味、いろいろとユーザーというか業者の方々から、今までなかなかつらいという御指摘を受けていた点についても改善をさせていただいた（案）になっているかと思っておりますので、ある意味、手前みそで言うならば、その成果かなという点が1つです。

ただ、それだけで十分かということ、確におっしゃるとおり、これからも注意しなければいけないという点は重々認識しておるつもりでございますので、例えば入札の公告後に説明会や何かに来ていただいた業者の方にいろいろフォローするなり、あと、従来よりもさせていただきましてけれども、いわゆる説明会でもわかりやすいように、特に今まで1

者応礼しかなかったという点を含めると、今までの業者がどのようなやり方をしていたのかとか、情報開示の点等々を含めて、これからもいろいろと工夫を凝らしていきたい。その上で、御指摘いただいたような複数応札なりなんなり、そういう形へ持っていくような努力というのは今後も続けていきたいというふうに思っております。

○樫谷副主査 できましたら、もちろん説明会のときでいいのですが、偽装請負と言われてはいけないのですが、特許庁としてサポートはしっかりします、質問事項についてはしっかり受けますと、そのような説明も含めて、これはなれたら多分大丈夫だと思うのですが、最初はなかなか苦勞される可能性がありますので、その辺についてしっかりサポートをしますということも含めて、説明会にいらっしゃった事業者の方には御説明いただけたらと思います。

○林課長 承りました。気をつけてまいりたいと思います。

○稲生主査 ほかの案件の場合ですと、説明会に来た方だけではなくて、関係がありそうなところに割と幅広く声かけをして呼び込んでいるような事例もありますので、ぜひ前広に声かけをいただければと思っております。もしそれで説明会に来る方がふえれば、先ほどおっしゃったような線で余り恐怖心を与えないで、ぜひ御努力された成果がそのまま応札にあらわれるように、また御努力をいただければと思っております。

○林課長 そういう意味では、特に候補となるような業者というのも、いわゆる知財関係の分野の人が多うございますし、そういう業者の方は、もちろん特許庁のホームページや何かはいつも見ていらっしゃるというのはよく聞いております。

さらには、特許庁のホームページや何かいろいろ変わるたびに、ほかの知財関係のホームページがございますけれども、そういうところでも、特許庁にこういう公示がなされたとかという点も含めて、リンクを張ったり、注意喚起するようなことも実態的にされているようでございますので、そういうような点を含めて周知をした上で、問い合わせ等々を含め、適切に対応していきたいと思っております。

○稲生主査 わかりました。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○稲生主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項(案)の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○稲生主査 ありがとうございます。

今後、実施要項(案)の内容に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

また、特許庁様におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○林課長 ありがとうございました。